

## 福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣要領

### (趣旨)

第1条 障がい者入所施設における地域生活への移行に関する取組を促進させるため、福島県地域生活移行促進コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、地域生活移行及び地域定着に取り組む事業所や入所施設等(以下「入所施設等」という。)をコーディネーターが個別に訪問し、課題等を整理するとともに助言等を行うものとする。

### (構成)

第2条 コーディネーターは、地域生活移行・地域定着に関する知識及び経験を有する福島県自立支援協議会地域生活支援部会委員及びその他障がい福祉課長が適任と認める者とする。

### (事業内容)

第3条 次に掲げる(1)から(8)の事項について、入所施設等の要請によりコーディネーターを派遣する。

- (1) 地域移行に関する課題整理
- (2) 利用者の地域移行支援
- (3) 地域生活移行に関する普及啓発活動
- (4) 相談支援事業所、市町村等との連携強化
- (5) 移行先の共同生活援助事業所等の開拓
- (6) 共同生活援助事業所等における受入促進
- (7) 利用者の体験実習等に向けた調整支援
- (8) その他、地域生活移行促進に必要と認める事項

### (派遣申請)

第4条 コーディネーターの派遣を希望する入所施設等は、コーディネーターの派遣を希望する日の20日前までに、福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣申請書(様式第1号)を障がい福祉課長に提出するものとする。

### (派遣の決定等)

第5条 障がい福祉課長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否等を福島県地域生活移行促進コーディネーター(派遣・非派遣)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 コーディネーターの派遣を行うことを決定したときは、コーディネーターを派遣するものとする。

### (報告)

第6条 前条の規定によりコーディネーターの派遣を受けた者は、福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)により、コーディネーターの派遣を受けた日から10日以内に障がい福祉課長へその結果を報告

するものとする。

2 障がい福祉課は実績報告書の内容を確認し、コーディネーター派遣に係る謝金及び旅費を支給するものとする。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。